

電力卸販売に係る募集要項（単年卸）

当社は、2025年度向けの電力卸販売（中国電力株式会社の小売部門への電力卸販売を含む）について、下記のとおり募集を行います。

当社からの電力卸販売を希望される場合は、下記の内容を確認のうえ、申込期日までにお申込みいただきますようお願いいたします。

記

1. 募集スケジュール

募集スケジュールは、以下のとおりといたします。

なお、申込状況によっては、契約可否回答予定日を変更することがあります。その際は、お申込みいただいた事業者へ連絡いたします。

参加申込期間 : 2024年9月11日（水）～2024年9月20日（金）17時【実施済】

（1）第1回【実施済】

- ・受給料金申込期間 : 2024年11月14日（木）～2024年11月29日（金）17時
- ・契約可否回答予定日 : 2024年12月5日（木）

（2）第2回

- ・受給料金申込期間 : 2025年1月20日（月）～2025年2月4日（火）17時
- ・契約可否回答予定日 : 2025年2月10日（月）

（3）第3回（予備回）

- ・実施の有無を含め、2025年2月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。

※ 当初予定していた第4回（予備回）は実施いたしません。

2. 販売商品

(1) 標準メニュー※¹

商品名	ベース型		ミドル型
	基本プラン	市場連動型プラン	
通告の有無	なし		
受給パターン	全日 0-24 時		平日※ ² 8-20 時※ ³
利用率	100%		33%
受給期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日		
取引単位	100kW	1,000kW	100kW
料金体系	単純従量料金制（電力量料金+燃料費等調整※ ⁴ ）または 二部料金制（基本料金+電力量料金+燃料費等調整）	市場連動型料金（受給期間中での固定料金への変更可）※ ⁵ 、※ ⁶	単純従量料金制（電力量料金+燃料費等調整）または 二部料金制（基本料金+電力量料金+燃料費等調整）
受渡エリア	中国エリア		
CO2 排出係数	中国電力株式会社の排出係数		

商品名	定形型		
	当社指定型	小売電気事業者指定型 プラン 1	小売電気事業者指定型 プラン 2
通告の有無	なし		
受給パターン	当社指定	小売電気事業者が設定※ ⁷	
利用率	58%	月間 30～40% 夏季（7～9 月）、冬季（12～2 月）の受給電力の 16%を常時受電	月間 30～60% 夏季（7～9 月）、冬季（12～2 月）の受給電力の 25%を常時受電
受給期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日		
取引単位	2,000kW （最大受給電力）	2,000kW※ ⁸ （通常月〔夏季・冬季以外〕の受給電力）	
料金体系	単純従量料金制（電力量料金+燃料費等調整）または 二部料金制（基本料金+電力量料金+燃料費等調整）	単純従量料金制 （電力量料金+燃料費等調整）	
受渡エリア	中国エリア		
CO2 排出係数	中国電力株式会社の排出係数		

商品名	通告型	
	通告型 α ^{※9}	通告型 β ^{※10}
通告の有無	あり (通告期限：受給日前々日の14時)	
受給パターン	通告により決定	
利用率	年間 40～50% 月間 30～60%	契約時点で各月の受給電力 および利用率 ^{※11} を固定
受給期間	2025年4月1日～2026年3月31日	
取引単位	100kW	
料金体系	単純従量料金制（電力量料金＋燃料費等調整） または 二部料金制（基本料金＋電力量料金＋燃料費等調整）	
受渡エリア	中国エリア	
CO2 排出係数	中国電力株式会社の排出係数	

※1 事業者は、各回の募集で複数の販売商品にお申込みいただけます。ただし、各商品の申込は、1つずつといたします。（定形型のうち、小売電気事業者指定型の申込については、プラン1またはプラン2のいずれか1つといたします。）

なお、現在、当社と電力卸販売に係る契約（受給期間が2024年4月1日から2025年3月31日の契約に限ります）がある事業者は、上記の申込み（1事業者につき1つずつ）とは別に、既存契約の契約更新に伴う申込（現在の契約条件の範囲内に限り）をいただけます。また、既存契約の範囲内であれば、第1回～第3回の複数回に受給電力を分けて応札いただけます。

また、1事業者につき各回の募集における各商品の合計申込量の上限は、「3. 各回の販売予定数量（kWおよびkWh）」といたします。

※2 平日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日以外の日をいいます。

※3 ミドル型について、平日8-20時以外の時間帯の受給を希望される場合は、希望する時間帯を「価格提示希望申込書（単年卸）」に記入してください。なお、申込可能な時間帯は、平日または全日の6時間以上で連続する時間帯に限ります。

※4 燃料費等調整は、別紙の当社が指定するフォーミュラの中から適用を希望するものを選択してください。

※5 市場連動型料金による受給料金単価は、JEPX スポット市場における中国エリアプライスの月間の単純平均値に、事業者に代わって当社が市場調達を行う手数料を加算したものとします。

※6 事業者が固定料金への変更を希望される場合、まず当社へお申込みをいただきます。そして当社が提示する参考値（固定料金が適用される期間の電力先物価格および固定化に伴うリスクや市場調達を行う手数料を加えた固定料金単価）をふまえ、事業者から希望価格を提示いただきます。

当社が事業者の希望価格で固定料金への変更にお応えできる場合、翌月以降から契約期間満了までの料金を固定料金（単純従量料金制と二部料金制のいずれか選択可能）とします。一方、電力先物商品の流動性等の市況によって事業者の希望価格では固定料金への変更にお応えできない場合は、引き続き市場連動型料金を適用します。

なお、固定料金への変更の申込は2回まで可能とします（1回あたりの申込量は、下限 5,000kW、上限 10,000kW、1,000kW 単位とします。また、受給電力の一部を固定料金へ変更いただくことも可能です）。ただし、固定料金への変更後は市場連動型料金への変更はできません。

詳細については、「価格提示希望申込書（単年卸）」で市場連動型プランをお申込みいただいた事業者へ当社よりお知らせいたします。

- ※7 小売電気事業者指定型については、当社が指定する条件の範囲内（受給電力の月別比率、月間利用率、常時受電比率）で希望する受給パターンを30分コマ毎に50kWh単位で設定いただきます。
- ※8 通常月の受給電力を1とした場合に、プラン1については夏季、冬季の受給電力を1.56に、プラン2については夏季、冬季の受給電力を1.60になるように設定いただく必要があります。詳細については、「電力卸取引希望申込書（単年卸）補紙_小売電気事業者指定型受給計画等記載フォーマット」をご確認ください。
- ※9 通告型αについては、当社子会社の株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス（以下、「ESS」）のバランスンググループを通じて電気の受渡を行います。
- ※10 通告型βについては、需給管理業務を当社またはESSへ委託いただく必要があります。当社とESSのいずれに委託いただくかは当社にて決定いたします。
 なお、需給管理業務に係る委託費は、通告型βの受給料金とは別に事業者からお支払いいただきます。また、需給管理業務の協議が調わない場合は、契約できないことがあります。
- ※11 通告型βについては、受給期間中の各月の受給電力が年間の最大受給電力に対して6割以上となること、かつ、受給期間中の利用率（年間の最大受給電力が基準）が50%以上かつ月間の利用率が50%以上（当該月間の受給電力が基準）となることを条件といたします。

(2) 非化石証書付帯メニュー

- ・ ベース型、ミドル型、定形型をお申込みの事業者のうち、非化石証書付帯メニューをご希望される場合は、標準メニューでお申込みいただく希望受給電力にもとづき算定した年間受給電力量を上限に、「非FIT再エネ指定非化石証書」および「非FIT再エネ指定なし非化石証書」（以下、総称して「非化石証書」）のいずれかまたは両方の付帯を希望いただけます。
- ・ ただし、中国電力株式会社の小売部門には適用できません。また、2025年度から2027年度を受給期間とする電力卸販売（複数年卸）には適用いたしません。
- ・ 約定した事業者が特定の発電所のトラッキングを希望される場合、別途追加費用を申受けま（ただし、発電所によっては対応できないことがあります）。

3. 販売予定数量

各回の販売予定数量は、以下のとおりといたします。

第1回	<p><標準メニュー></p> <p>[標準メニュー全体の販売予定数量 (kWh)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 150億 kWh（うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は8億 kWhを上限、定形型〔小売電気事業者指定型〕は8億 kWhを上限とする） <p>[低利用率標準メニュー^{*1}合計の販売予定数量 (kW)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 66万 kW <p><非化石証書付帯メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非FIT再エネ指定非化石証書：1.6億 kWh ・ 非FIT再エネ指定なし非化石証書：16億 kWh
-----	--

第2回	<p><標準メニュー></p> <p>[標準メニュー全体の販売予定数量 (kWh)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 62.8 億 kWh (うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は 5.6 億 kWh を上限、定形型〔小売電気事業者指定型〕は 10 億 kWh を上限とする) <p>[低利用率標準メニュー^{※1}合計の販売予定数量 (kW)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 76.9 万 kW <p><非化石証書付帯メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非 FIT 再エネ指定非化石証書：2 億 kWh ・ 非 FIT 再エネ指定なし非化石証書：20 億 kWh
第3回 ^{※2} (予備回)	実施の有無を含め、2025 年 2 月頃を目途に別途販売予定数量を公表いたします。

※1 低利用率標準メニューとは、ミドル型、定形型（小売電気事業者指定型）および通告型 α をいいます。

※2 当初予定していた第4回（予備回）は実施いたしません。

4. 参加要件

お申込みいただく事業者は、以下の参加要件を全て満たす必要があります。

なお、当社にて、申込後から契約締結までに、以下の参加要件をいずれか1つでも満たしていないと判断した場合、契約いたしかねます。また、これにより事業者に何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。

- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続をしていないこと。
- ・ これまでに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（旧 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に係る特別措置法）（平成 23 年法律第 108 号）第 31 条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったことにより、同法第 34 条第 4 項にもとづき、国からその事業者名を公表されたことがないこと。
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下、総称して「暴力団等」）ではないこと。
- ・ 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
- ・ 事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと。
- ・ 暴力団等を電力卸取引に係る業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。

5. 参加申込について

以下の書類を、参加申込期間内に、「8. 提出先および問い合わせ先」に記載のメールアドレスまで、メールによりご提出ください。

(1) 電力卸取引参加申込書

当社が指定する「電力卸取引参加申込書（単年卸）」を記入し、秘密保持に関する誓約に同意

のうえ、PDF形式で提出してください。

(2) 財務諸表

日本の株式市場に上場していない事業者は、直近3年間の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)を提出してください。また、契約にあたり当社が第三者の連帯保証を必要と判断した場合は、当該第三者の財務諸表も提出いただきます。

なお、当社が与信評価をするにあたり、追加で資料の提出等をお願いすることがあります。

(3) 参加申込にあたっての留意事項

- ・ 上記(1)および(2)の書類をメールで提出する際の件名は、「(事業者名)電力卸取引参加申込書(単年卸)の送付について」としてください。
- ・ 当社から事業者への連絡は、原則として、「電力卸取引参加申込書(単年卸)」の連絡先欄へ記入のメールアドレスへのメール連絡となります。
- ・ 提出締切を過ぎた申込については、原則として、受付いたしません。
※ 改定前の「電力卸販売に係る募集要項(単年卸)」にもとづき、提出された「電力卸取引参加申込書(単年卸)」および財務諸表等は、引き続き有効といたします(当該申込書等の再提出は不要です)。

6. 与信審査

- ・ 当社の定める与信基準(非公表)を満たしているか否かを審査し、与信審査結果について当社よりメールにて連絡いたします。
- ・ 当社の定める与信基準を満たしていない場合であっても、当社の定める与信基準を満たす第三者の連帯保証を付けた場合は、当該与信基準を満たしたものといたします。
- ・ 当社の定める与信基準を満たしている場合や第三者の連帯保証を付けた場合であっても、財務状況を確認したうえで、受給料金の前払いを前提とするなど受給条件について協議させていただくことがあります。
- ・ 申込時点で当社の定める与信基準を満たした場合でも、契約締結までに当社の定める与信基準を満たさなくなった場合は、契約いたしかねます。また、これにより事業者に何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。
※ 改定前の「電力卸販売に係る募集要項(単年卸)」にもとづき、当社が事業者に通知した与信審査結果は、引き続き有効といたします。

7. 価格提示希望のお申込みについて

上記6.の与信基準を満たした(当社の定める与信基準を満たす第三者の連帯保証を付けた場合を含む)事業者は、以下の書類を、募集回ごとに9.(5)に定める「価格提示希望申込書(単年卸)」の提出締切までに、「8.提出先および問い合わせ先」に記載のメールアドレスまで、メールによりご提出ください。

(1) 価格提示希望申込書

当社が指定する「価格提示希望申込書(単年卸)」を記入し、PDF形式で提出してください。なお、改定前の「電力卸販売に係る募集要項(単年卸)」にもとづく「価格提示希望申込書(単年卸)」を提出された事業者も、再度提出してください。

(2) 受給計画

- ・ 定形型（当社指定型）の受給を希望される場合、年間のピークとなる1月の最大受給電力（19:00～20:30）を「価格提示希望申込書（単年卸）」および「価格提示希望申込書（単年卸）補紙_当社指定型受給計画等記載フォーマット」へ記入のうえ、PDF形式で提出してください。
- ・ 通告型βの受給を希望される場合は、各月の受給電力、各月の受給電力量、月間平日・休日の30分コマ毎の受給電力量について、受給期間中の各月の受給電力が年間の最大受給電力に対して6割以上となるように設定してください。そのうえで、受給期間中の利用率（年間の最大受給電力が基準）が50%以上かつ月間の利用率が50%以上（当該月間の受給電力が基準）になるように「価格提示希望申込書（単年卸）補紙_通告型β受給計画等記載フォーマット」へ記入のうえ、エクセル形式で提出してください。ただし、提出いただいた受給計画が当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれがあり、実務上履行困難な場合は、当社は受給電力の変更を求めることができるほか、申込受付をお断りすることがあります。

また、需給管理業務を委託いただくにあたっての必要事項について、「需給管理業務の受託にあたり確認させていただきたい事項(単年卸)」へ記入のうえ、PDF形式で提出してください。

- ・ 非化石証書付帯メニューの適用を希望される場合は、各標準メニューの希望受給電力にもとづき算定した年間受給電力量を上限に、取引希望電力量を「価格提示希望申込書（単年卸）」へ記入のうえ、提出してください。

なお、特定の発電所のトラッキングを希望される場合は、その旨もご記入ください。契約可否の通知以降、契約締結までに希望条件等を協議させていただき、協議が調った場合、希望条件等に適合したトラッキング情報を付与いたします（ただし、発電所によっては対応できないことがあります）。

(3) 価格提示希望のお申込みにあたっての留意事項

- ・ 上記の書類をメールで提出する際の件名は、「(事業者名) 価格提示希望申込書（単年卸）の送付について」としてください。
- ・ 当社から事業者への連絡は、原則として、「電力卸取引参加申込書（単年卸）」の連絡先欄へ記入のメールアドレスへのメール連絡となります。
- ・ 提出締切を過ぎた申込については、原則として、受付いたしません。
- ・ 通告型βの第2回・第3回（予備回）の募集については、需給管理業務における委託手続きにかかる期間を考慮し、複数年卸の募集または単年卸の第1回の募集において当社が通告型βの契約者決定通知を送付し、需給管理業務の委託に関する協議が調った事業者に限りお申込みいただけます。
- ・ なお、「価格提示希望申込書（単年卸）」等の提出は、申込内容と同条件の契約を確約するものではありません。

※ お申込みいただいた受給電力または受給パターンが当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれがあり、実務上履行困難な場合は、受給料金単価等の提示をお断りする場合があります。

8. 提出先および問い合わせ先

事務局 中国電力株式会社 需給・トレーディング部門 電力契約グループ

E-mail VA1369@pnet.energia.co.jp

上記1.の募集スケジュールの期間中、募集に関する問い合わせは、上記メールアドレスへご連絡いただきますようお願いいたします。

9. 契約者の決定方法

(1) 受給料金単価等の提示

- ・ 上記7.(1)の「価格提示希望申込書(単年卸)」を提出いただいた事業者に対して、募集回ごとに9.(5)に定める受給料金単価の提示日に当社より受給料金単価[※]および非化石証書取引単価(非化石証書付帯メニューの価格提示希望をお申込みいただいた事業者に限ります)をメールにて提示いたします。
- ※ 当社が提示する標準メニューの受給料金単価は、容量確保契約金相当を控除し、発電側課金相当を加算したうえで設定いたします(発電側課金相当のみ当社より単価をお示しします)。
- ※ 二部料金制を希望される場合は、基本料金単価と電力量料金単価に区分して設定のうえ、提示いたします。
- ・ ベース型(市場連動型プラン)については、当社が事業者に代わってJEPXスポット市場より市場調達を行う手数料単価を提示いたします。
- ・ 定形型(小売電気事業者指定型)については、事業者を設定いただく受給パターンに係らず、一律の受給料金単価(プラン1、プラン2で1つずつ)を提示いたします。

(2) 事業者が希望する受給料金単価等のお申込み

- ・ 上記(1)で当社が提示する受給料金単価等を参考に、当社よりお送りする「電力卸取引希望申込書(単年卸)」へ希望する受給料金単価等^{※1}を記入し、9.(5)に定める提出締切までに当社へメールにてPDF形式でお申込みください(希望受給電力に変更がある場合〔ただし、通告型βは除く〕はあわせてご連絡ください^{※2})。希望する標準メニューの受給料金単価は、容量確保契約金相当を控除し、発電側課金相当を含めた単価を記載してください(内訳として、発電側課金相当のみ当社より単価をお示しします)。9.(5)で定める提出締切までに、「電力卸取引希望申込書(単年卸)」の提出がない場合は、申込を取消したものとみなします。

※1 上記(1)で当社が提示する受給料金単価を上回る単価でも下回る単価でも記入いただけます(上記(1)で当社が提示する受給料金単価以上でお申込みいただいたとしても、約定を確約するものではありません)。

なお、二部料金制を希望の場合は、電力量料金のみ希望する単価を記入してください(基本料金は当社から提示した価格から変更できません)。

※2 希望受給電力の変更内容が当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれがあり、実務上履行困難な場合は、変更のお断り、または受給電力もしくは受給料金単価の変更を求める場合があります。

- ・ ベース型(市場連動型プラン)の受給料金については、JEPXスポット市場における中国エリアプライスの月間の単純平均値に、事業者に代わって当社が市場調達を行う手数料を加算したものとします。希望する受給料金単価の欄には、当社が提示する手数料単価を参考に、希望する手数料単価を記入してください。
- ・ 定形型(小売電気事業者指定型)については、30分コマ毎の受給電力量について、当社より

お送りする「電力卸取引希望申込書（単年卸）補紙_小売電気事業者指定型受給計画等記載フォーマット」へ記入のうえ、エクセル形式であわせて提出してください。

- ・ 非化石証書付帯メニューについては、当社が提示する非化石証書取引単価を参考に、希望する非化石証書取引単価を「電力卸取引希望申込書（単年卸）」へ記入のうえ、お申込みください。
- ・ なお、当社へ「電力卸取引希望申込書（単年卸）」を提出して以降は、申込の撤回はできません。

(3) マルチプライスオークション方式による約定処理

① 標準メニュー（ベース型〔市場連動型プラン〕以外）

- ・ 当社は、上記（2）で事業者が希望する受給料金単価から上記（1）で当社が提示する受給料金単価を差引いた値が大きい申込から順に、販売予定数量（kW および kWh）の条件に達するまで、マルチプライスオークション方式にて約定処理を行います。

なお、二部料金制の場合は、単純従量料金制の受給料金単価[※]に置き換えたうえで、約定処理を行います。

※ 年間の基本料金と電力量料金の合計を当該各事業者の希望受給電力にもとづき算定した年間の受給電力量（通告型αの場合は年間利用率40%で算定）で除して算定いたします。

- ・ 約定処理の途中で低利用率標準メニューの販売予定数量（kW）または、販売予定数量(kWh)を上回った場合には、部分約定となります（この場合、標準メニューの約定処理の単位は、標準メニュー毎に設定された取引単位といたします）。部分約定となる場合は低利用率標準メニューの販売予定数量（kW）および、販売予定数量(kWh)の範囲内となるよう、当該申込の希望受給電力（kW）および、標準メニュー（ベース型〔市場連動型プラン〕以外）の申込をした各事業者の希望受給電力にもとづき算定した年間の受給電力量（通告型αの場合は年間利用率40%で算定）を均等な比率で減算処理します。

また、上記（2）で事業者が希望する受給料金単価から上記（1）で当社が提示する受給料金単価を差引いた値が同一となる複数の申込により部分約定が発生する場合（以下、当該複数申込を「同一順位部分約定申込」という）、約定量は、低利用率標準メニューの販売予定数量（kW）の範囲内で、同一順位部分約定申込のうち低利用率標準メニューを希望した各事業者の希望受給電力を均等な比率で減算処理したうえで、販売予定数量(kWh)の範囲内で部分約定量（kWh）を標準メニュー（ベース型〔市場連動型プラン〕以外）の申込をした各事業者の希望受給電力（低利用率標準メニューについては減算処理後の希望受給電力）にもとづき算定した年間の受給電力量（通告型αの場合は年間利用率40%で算定）に応じて按分いたします。

- ・ 約定処理の途中で、低利用率標準メニューの販売予定数量（kW）に達した場合は、販売予定数量（kW）の条件に抵触しない残りの申込を対象に、全ての約定処理対象申込の約定処理が終了または、販売予定数量(kWh)に達するまで約定処理を行います。
- ・ 定形型（小売電気事業者指定型）については、部分約定の処理においてすべての30分コマ毎の受給電力量が50kWh単位とならない場合、原則として全量未約定となります。
- ・ 当社が設定する最低取引価格（非公表）に満たない場合は、約定処理の対象外といたします。

② ベース型（市場連動型プラン）

- ・ 当社は、その他の標準メニューとは別に、上記（2）で事業者が希望する手数料単価から上

記（１）で当社が提示する手数料単価を差引いた値が大きい申込から順に販売予定数量に達するまで、マルチプライスオークション方式にて約定処理を行います。

- ・ 約定処理の途中で販売予定数量に達した場合には、部分約定となります（この場合、約定処理の単位は、ベース型〔市場連動型プラン〕の取引単位といたします）。また、上記（２）で事業者が希望する手数料単価から上記（１）で当社が提示する手数料単価を差引いた値が同一となる複数の申込がある場合、部分約定量を当該各事業者の希望受給電力にもとづく年間の希望受給電力量に応じて按分いたします。なお、未約定量については、標準メニュー（ベース型〔市場連動型プラン〕以外）の販売予定数量(kWh)に充当いたします。
- ・ 当社が設定する最低取引価格（非公表）に満たない場合は、約定処理の対象外といたします。

③ 非化石証書付帯メニュー

- ・ 非化石証書付帯メニューについては、上記（２）で事業者が希望する非化石証書取引単価から上記（１）で当社が提示する非化石証書取引単価を差引いた値が大きい申込から順に販売予定数量に達するまで、マルチプライスオークション方式にて約定処理を行います。

当該約定処理については、「非 FIT 再エネ指定非化石証書」と「非 FIT 再エネ指定なし非化石証書」において、別に行います。

- ・ 標準メニュー（ベース型、ミドル型、定形型）の受給電力量が約定処理により減少し、非化石証書の約定量を下回る場合、約定した非化石証書の希望取引電力量を、標準メニューの約定電力量まで減算処理のうえ、非化石証書付帯メニューの約定処理を行います。
- ・ 約定処理の途中で販売予定量に達した場合、部分約定となります。また、上記（２）で事業者が希望する非化石証書取引単価から上記（１）で当社が提示する非化石証書取引単価を差引いた値が同一となる複数の申込がある場合、部分約定量を当該各事業者の年間の希望取引電力量に応じて按分いたします。
- ・ 当社が設定する最低取引価格（非公表）に満たない場合は、約定処理の対象外といたします。

（４）契約可否の通知および内容確認

- ・ 当社は、上記（３）の約定処理結果にもとづき、契約可否をメールで連絡いたします*。
 - ・ 当社が契約可能な事業者に対しては、契約者決定通知（受給電力、受給料金単価等の受給条件を含む）をあわせて送付いたします。当該通知を受領した事業者は、内容を確認のうえ、確認した旨を通知から１週間以内にメールでご返信ください。
- ※ 未約定の場合もその旨、メールで連絡いたします。

（５）各回の募集スケジュール

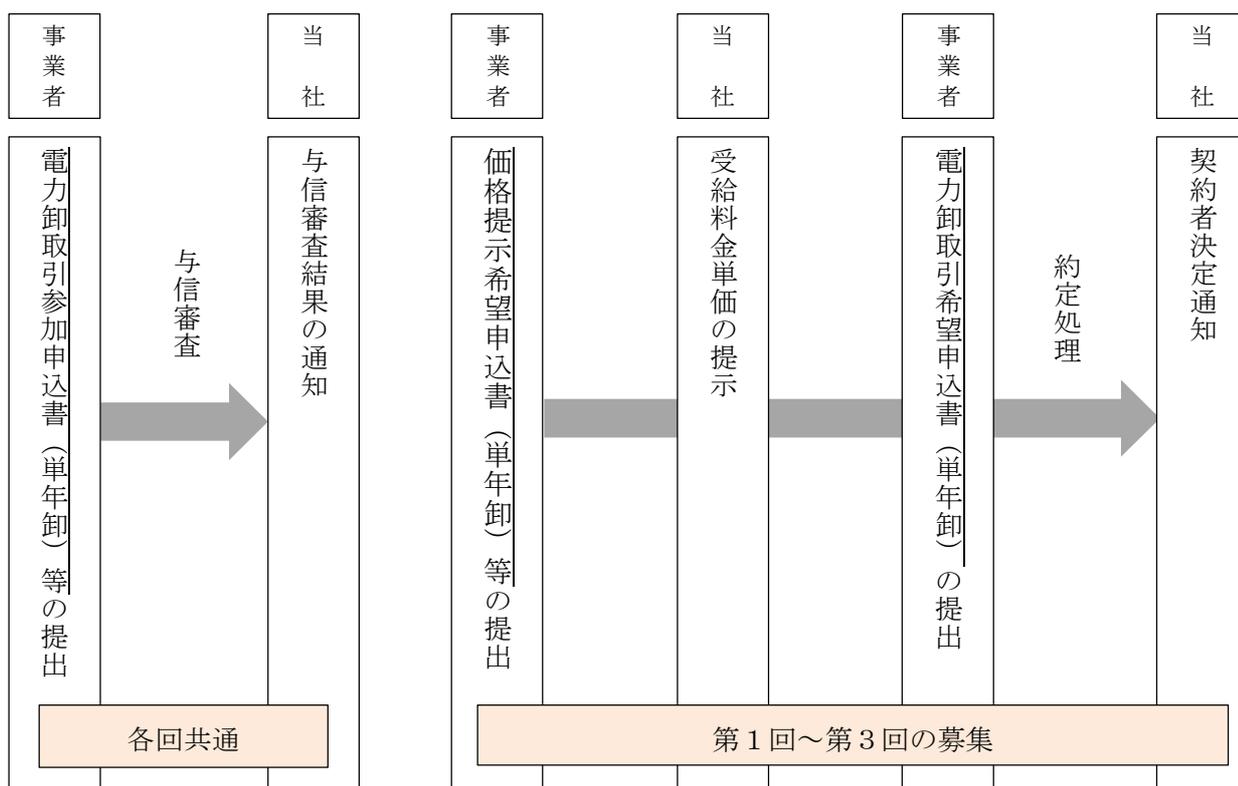
- ・ 各回の募集スケジュールは、以下のとおりといたします。

各回共通	電力卸取引参加申込書（単年卸）等の提出締切	2024年9月20日（金）17時
	与信審査結果の通知	2024年9月30日（月）
第1回	価格提示希望申込書（単年卸）の提出締切	2024年11月8日（金）17時
	受給料金単価の提示	2024年11月14日（木）
	電力卸取引希望申込書（単年卸）の提出締切	2024年11月29日（金）17時
	契約者決定通知	2024年12月5日（木）

第2回	価格提示希望申込書（単年卸）の提出締切	2025年1月14日（火）17時
	受給料金単価の提示	2025年1月20日（月）
	電力卸取引希望申込書（単年卸）の提出締切	2025年2月4日（火）17時
	契約者決定通知	2025年2月10日（月）
第3回* （予備回）	実施の有無を含め、2025年2月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。	

※ 当初予定していた第4回（予備回）は実施いたしません。

【参加申込から契約者決定までの主な流れ】



10. 契約における重要事項等

- 当社の責めに帰すべき事由により、受給電力量の全部または一部の引渡しがなされなかった場合、当社から買主に対し、違約金として、引渡しがなされなかった30分コマ毎の中国エリアのスポット市場価格から受給料金単価^{※1}（当該月の燃料費等調整単価^{※2}を加減算したもの〔ベース型〔市場連動型プラン〕については、当該月の受給料金単価〕。発電側課金相当を含む）を差引いた値が正となる場合は、当該差額に引渡しがなされなかった30分コマ毎の電力量を乗じ、それらを合計した金額をお支払いします。

- ・ ベース型、ミドル型および定形型の受給契約において、買主の責めに帰すべき事由により、受給電力量の全部または一部の引受けがなされなかった場合、買主から当社に対し、違約金として、受給料金単価^{※3}（当該月の燃料費等調整単価^{※2}を加減算したもの〔ベース型〔市場連動型プラン〕については、当該月の受給料金単価〕。発電側課金相当を含む）に引受けがなされなかった電力量を乗じた金額をお支払いいただきます。
- ・ 通告型αの受給契約においては、買主の責めに帰すべき事由により、月間の最高利用率をもとに算定した受給電力量を超えて電力量を引き受けた場合、買主から当社に対して、違約金として、超過電力量に当該月の中国エリアのスポット市場価格の平均値（30分コマ毎の受給電力量にもとづく加重平均値）を乗じて得た金額をお支払いいただきます。また、月間の最低利用率をもとに算定した受給電力量を下回った場合には、買主から当社に対して、違約金として、不足電力量に受給料金単価^{※3}（当該月の燃料費等調整単価^{※2}を加減算したもの。発電側課金相当を含む）を乗じて得た金額をお支払いいただきます。
- ・ 通告型αの受給契約においては、買主の責めに帰すべき事由により、年間の最高利用率をもとに算定した受給電力量を超えて電力量を引き受けた場合、買主から当社に対して、違約金として、超過電力量に年間最高取引量を超えて電力量を引き受けたことが判明した月の中国エリアのスポット市場価格の平均値（30分コマ毎の受給電力量にもとづく加重平均値）を乗じて得た金額をお支払いいただきます。また、年間の最低利用率をもとに算定した受給電力量を下回った場合、買主から当社に対して、違約金として、不足電力量に各月の受給料金単価^{※3}の平均値（各月の燃料費等調整単価^{※2}を加減算したもの。発電側課金相当を含む）を乗じて得た金額をお支払いいただきます。
 なお、月間の超過電力量および不足電力量については、年間の超過電力量および不足電力量の計算においては算入いたしません。
- ・ 通告型αの受給契約においては、契約期間中に年間の最高利用率をもとに算定した受給電力量を超過することが明らかになった場合、供給を停止することがあります。
- ・ 通告型βの受給契約においては、予め設定した月間の受給電力量を超えて電力量を引き受けた場合、超過電力量に当該月の中国エリアのスポット市場価格の平均値（30分コマ毎の受給電力量にもとづく加重平均値）を乗じて得た金額を精算するものとします。また、予め設定した月間の受給電力量を下回った場合、違約金として、不足電力量に受給料金単価^{※3}（当該月の燃料費等調整単価^{※2}を加減算したもの。発電側課金相当を含む）と当該月の中国エリアのスポット市場価格の平均値（30分コマ毎の受給電力量にもとづく加重平均値）との差額を乗じて得た金額をお支払いいただきます。ただし、スポット市場価格の平均値が受給料金単価^{※3}より大きい場合、この限りではありません。
- ・ 「非FIT再エネ指定非化石証書」においては、当社の責めに帰すべき事由により、全部または一部の引渡しがなされなかった場合、当社から買主に対して、違約金として、2025年度分非化石価値取引市場第1回から第3回における非FIT再エネ指定非化石証書の約定価格の単純平均（単位は1銭とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入いたします。）から非化石証書取引単価を差引いた値が正となる場合は、当該差額に引渡しがなされなかった非化石証書取引電力量を乗じた金額をお支払いいたします。

- ・ 「非FIT再エネ指定非化石証書」においては、買主の責めに帰すべき事由により、全部または一部の引受けがなされなかった場合、買主から当社に対して、違約金として、非化石証書取引単価に引受けがなされなかった非化石証書取引電力量を乗じた金額をお支払いいただきます。
- ・ 「非FIT再エネ指定なし非化石証書」においては、2025年における島根原子力発電所2号機の稼働状況にもとづき、次の算式により算定した量（単位は1kWhとし、その端数は、小数点第一位で切り捨ていたします）を買主に引渡すものといたします。

$$\text{引渡し量} = \text{約定量} \times (\text{2025年における島根原子力発電所2号機の営業運転稼働日数}/365)$$

ただし、当社の保有する非化石証書量の状況に応じて、約定量を上限に、当該引渡し量を増加する場合があります。引渡しする非化石証書の確定量は2026年1月を目途に通知するものといたします。

なお、本減算処理に伴い、引渡し量が約定量より減少する場合においても、当社から買主に対して、違約金等はお支払いいたしません。

- ・ 「非FIT再エネ指定なし非化石証書」においては、買主の責めに帰すべき事由により、前述の当社が通知する量の全部または一部の引受けがなされなかった場合、買主から当社に対して、違約金として、非化石証書取引単価に引受けがなされなかった非化石証書取引電力量を乗じた金額をお支払いいただきます。
- ・ 当社との受給契約期間満了前に債務不履行等により当社との受給契約を解除した場合または当社との受給契約締結以降、買主の都合により当社との受給契約を解除した場合は、買主から当社に対し、別途締結する契約書に定める年間予定受給電力量の12分の5（5か月分）に受給料金単価^{*1}（解除月の燃料費等調整単価^{*2}を加減算したもの〔ベース型[市場連動型プラン]については、解除月の受給料金単価〕。発電側課金相当を含む）を乗じた金額をお支払いいただきます。
- ・ 当社は、受給契約締結以降、次の①または②に該当する場合、受給契約を解除できるものとし、当社から買主に対し、上記の違約金のお支払を求めることがあります。
 - ① 通告型βの受給契約において、買主が「価格提示希望申込書（単年卸）補紙_通告型β受給計画等記載フォーマット」に記入した受給計画の受電時間帯と、実際の受電時間帯が異なることで、当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれが高まり、買主が当社からの是正の求めに応じない、または、十分な是正がなされないと当社が判断した場合
 - ② 買主側の事情に起因する理由により、当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれが高まり、買主が当社からの是正の求めに応じない、または、十分な是正がなされないと当社が判断した場合
- ・ 当社からの契約者決定通知後、申込者の都合により契約締結に至らなかった場合（当社からの契約者決定通知後、1週間以内に確認の回答がない場合を含む）は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該通知に記載する受給電力にもとづき算定した年間受給電力量（通告型αの場合は年間利用率40%で算定）の12分の3（3か月分）に成約した受給料金単価^{*1}（契約締結に至らないことが確定した月の燃料費等調整単価^{*2}を加減算したもの〔ベース型[市場連動型プラン]）

については、契約締結に至らないことが確定した月の JEPX スポット市場における中国エリアプライスにもとづく受給料金単価^{※1)}。発電側課金相当を含む) を乗じた金額を違約金としてお支払いいただきます。また、今後の当社からの電力卸販売において、前記の経緯を考慮させていただくことがあります。

なお、これにより事業者に何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。

- ・ 当社からの契約者決定通知後、申込者の都合(トラッキングに係る協議不調により契約を辞退される場合も含みます)により非化石証書付帯メニューの契約締結に至らなかった場合(当社からの契約者決定通知後、1週間以内に確認の回答がない場合を含みます)は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該決定通知に記載する希望電力量の12分の3(3か月分)に約定した非化石証書取引単価を乗じた金額を違約金としてお支払いいただきます。また、今後の当社からの電力卸販売において、前記の経緯を考慮させていただくことがあります。

なお、これにより事業者に何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。

- ・ 電力広域的運営推進機関が電気事業法や業務規程にもとづき中国電力ネットワーク株式会社に対し供給区域の需給状況改善のため電気の供給を受けることを指示した場合や、中国電力ネットワーク株式会社が需要家に対し節電要請を行った場合等、中国電力ネットワーク株式会社の供給区域に係る需給状況が非常事態にあると判断される場合には、当社は需給状況の改善に向けた協力を要請できるものとしたします。この場合、当社から買主に対して書面により事前通知することにより、需給状況が改善するまでの間、受給電力およびそれに相当する受給電力量について、3%を上限に一時的に減少できるものとしたします(引渡し不能にもとづく違約金の対象外となります)。
- ・ その他詳細については、別途締結する契約書に定めるものとします。

※1 二部料金制で契約される場合、単純従量料金制の受給料金単価に置き換えたうえで違約金を算定いたします。

※2 燃料費等調整単価とは、別紙に記載する燃料費等調整において、フォーミュラ①を選択された場合は、フォーミュラ①の算式により算定した燃料費調整単価および市場価格調整単価を、フォーミュラ②を選択された場合は、フォーミュラ②の算式により算定した燃料費調整単価をいいます。

※3 二部料金制で契約される場合、受給料金単価は電力量料金単価(当該月の燃料費等調整単価を加減算したもの。発電側課金相当を含む)と読み替えるものとしたします。

11. その他

本募集により事業者から取得した情報等について、監督官庁から開示を求められた場合や法令の定めにもとづき裁判所等から開示を求められた場合、当社は、当該情報等を開示することがあります。

以上

燃料費等調整

燃料費等調整は、当社が指定する以下のフォーミュラ①、フォーミュラ②のうち、適用を希望するものを選択してください。

1. フォーミュラ①

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額および市場価格調整額によって算定いたします。

なお、市場価格とは、一般社団法人日本卸電力取引所から公表される一日前市場の中国エリアプライスをいいます。

(2) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を下回る場合（料金算定時に減算）

$$\text{燃料費調整単価} = (41,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回る場合（料金算定時に加算）

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 41,900 \text{円}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$$

ハ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭4厘
------------	-------

注. 上記単価には消費税等相当額を含まない。

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(4)のとおりといたします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の受給電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、ロ(イ)の場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、ロ(ロ)の場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

(3) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値

$$x = 0.4861$$

$$y = 0.5139$$

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が9円45銭を下回る場合(料金算定時に減算)

$$\text{市場価格調整単価} = (9 \text{円} 45 \text{銭} - \text{平均市場価格}) \times \text{ハの調整係数}$$

(ロ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が9円45銭を上回る場合(料金算定時に加算)

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 9 \text{円} 45 \text{銭}) \times \text{ハの調整係数}$$

ハ 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

0.230

ニ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(4)のとおりといたします。

ホ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の受給電力量にロによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、ロ(イ)の場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、ロ(ロ)の場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

(4) 適用期間

各平均燃料価格および平均市場価格の算定期間に対応する燃料費調整単価および市場価格調整単価の適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

2. フォーミュラ②

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0616$$

$$\beta = 0.1462$$

$$\gamma = 1.0700$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,000円を下回る場合（料金算定時に減算）

$$\text{燃料費調整単価} = (45,000 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,000円を上回る場合（料金算定時に加算）

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,000 \text{円}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$$

ハ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭1厘
------------	-------

注. 上記単価には消費税等相当額を含まない。

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(2)のとおりといたします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の受給電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、ロ(イ)の場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、ロ(ロ)の場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

(2) 適用期間

各平均燃料価格の算定期間に対応する燃料費調整単価の適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月分の料金に係る計量期間等